

# 令和3年度三川町危険ブロック塀等撤去支援事業

三川町では、建築基準法の規定に適していない、又は損傷若しくは劣化等により地震等の災害で倒壊の危険性が高いブロック塀等を除却及び処分する方に撤去処分工事費の一部を補助します。

## 補助の対象となる工事

危険ブロック塀等の撤去処分工事のうち、次のすべてに該当するものが対象となります。

1. 当該ブロック塀等が、道路に面していること。
2. 県内業者が、撤去処分工事を施工すること。
3. 当該危険ブロック塀等を撤去した場所に、ブロック塀等を再設置しないこと。
4. 次の判定基準表の点検事項に該当する項目があること。

### ①組積造の塀（鉄筋のないコンクリートブロック造を含む。）

項目	点検事項
1 高さ	道路からの高さが1.2mを超えている。
2 壁の厚さ	塀の各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である。
3 控え壁	控え壁の間隔が4mを超えている又は控え壁の突出長さが塀の厚さの1.5倍未満である。
4 基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がない。
5 傾斜、損傷	明らかな傾きやひび割れがある。
6 ぐらつき	人力による「ぐらつき」がある。
7 その他	間知石積、玉石積、大谷石積等の擁壁又は土留めの上に設置された組積造の塀で、道路からの高さが1.2mを超えており、かつ、組積造の部分の高さが0.6m以上である。

### ②補強コンクリートブロック造の塀（控え壁の高さが1.2mを超える塀に限る。）

項目	点検事項
1 高さ	道路からの高さが2.2mを超えている。
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で壁の厚さが15cm未満である。 高さ2m以下の塀で壁の厚さが10cm未満である。
3 控え壁	控え壁がない又は控え壁の設置間隔が3.4mを超えている。
4 基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がない。
5 傾斜、損傷	明らかな傾きやひび割れがある。
6 ぐらつき	人力による「ぐらつき」がある。
7 その他	間知石積、玉石積、大谷石積等の擁壁又は土留めの上に設置された補強コンクリートブロック造の塀で、道路からの高さが1.2mを超えており、かつ、当該ブロック造の部分の高さが0.6以上である。

## 補助の対象者

次のすべてに該当する方が対象者となります。

1. 当該危険ブロック塀等の所有者又は管理者（当該危険ブロック塀等の所有者が同意した者に限る。）であって、撤去処分工事を行う者
2. 撤去処分工事にあたり、県内業者と工事請負契約をする者
3. 町税（延滞金を含む。）を滞納していない者

## 補助の内容

補助金の額は、撤去処分工事に要する費用（ブロック塀等の面積に8千円を乗じた額を限度）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）です。

1. 補助金の限度額は10万円です。
2. ブロック塀等の面積のうち、道路に面していないブロック塀等の面積は補助金の算定から除きます。

## 申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和3年4月1日から令和4年1月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。

## 補助の申込・問合せ先

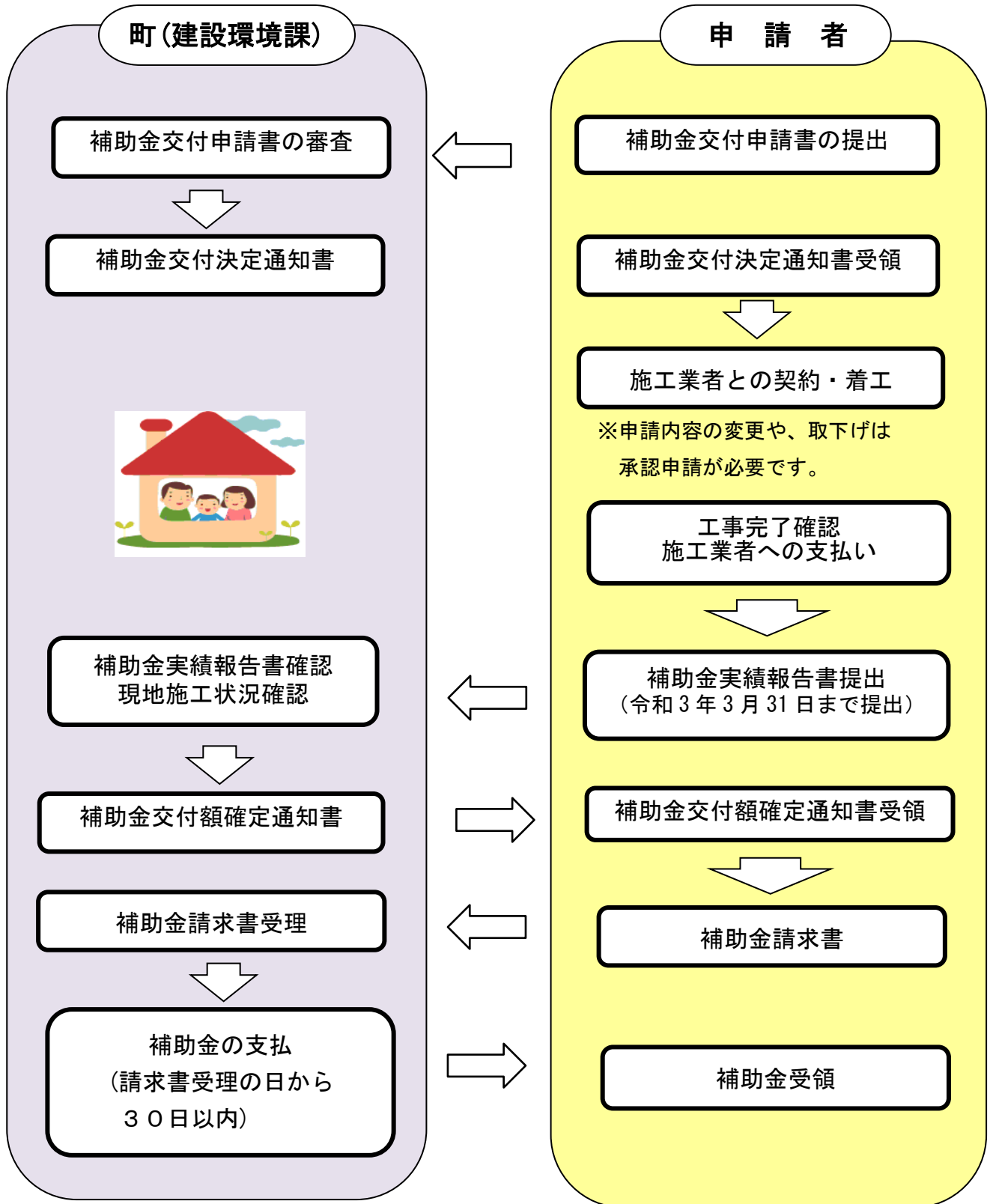
三川町建設環境課建設係

電 話 0235-35-7035

F A X 0235-66-3139



# 三川町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金 手続きの流れ



※ 補助金交付申請提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。

※ 申請者以外の方が申請等を提出される際は、委任状を提出してください。